

町田市介護保険条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年（2019年）6月6日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年（2019年）3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市介護保険条例の一部を改正する条例

町田市介護保険条例（平成１２年３月町田市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項第６号ア中「第３８条第４項」を「第２２条の２第２項」に改め、同条第２項中「平成３０年度から平成３２年度まで」を「平成３１年度及び平成３２年度」に、「２万９，４００円」を「２万４，５００円」に改め、同条に次の２項を加える。

３ 前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成３１年度及び平成３２年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「２万４，５００円」とあるのは、「３万２，７００円」と読み替えるものとする。

４ 第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成３１年度及び平成３２年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「２万４，５００円」とあるのは、「４万７，４００円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、第９条第１項第６号アの改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２ この条例による改正後の第９条第２項から第４項までの規定は、平成３１年度以後の年度分の保険料について適用し、平成３０年度分までの保険料については、なお従前の例による。

町田市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
(保険料率) 第9条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) 略 (6) 次のいずれかに該当する者 7万300円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令<u>第22条の2第2項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額。以下この項において「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (7)～(15) 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万4,500円とする。</u> 3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万4,500円」とあるのは、「3万2,700円」と読み替えるものとする。</u> 4 <u>第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に</u>	(保険料率) 第9条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5) 略 (6) 次のいずれかに該当する者 7万300円 ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令<u>第38条第4項</u>に規定する特別控除額を控除して得た額。以下この項において「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ 略 (7)～(15) 略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万9,400円とする。</u>

町田市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>係る平成３１年度及び平成３２年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「２万４，５００円」とあるのは、「４万７，４００円」と読み替えるものとする。</u>	